

# 児童手当からの申出徴収のご案内

児童手当には、児童手当を受給されている方が、学校給食費・学年費を納め忘れてしまったときに、その納め忘れた分を差し引いて（天引き）支給する制度があります。この制度を利用するには、保護者（受給者）から申出書を提出していただく必要があります。

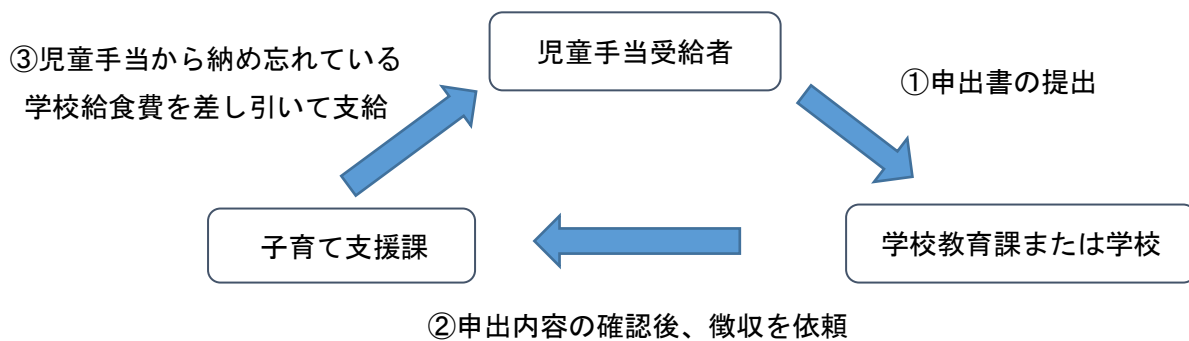
ぜひ、この制度を活用し、学校給食費等の納付にご協力をいただきますようお願いいたします。

## 1 制度の対象者

学校給食費等を納め忘れてしまった場合に、児童手当での納付に同意される方

## 2 手続きの方法

- (1) 児童手当を受給されている方から、申出書を学校教育課又は学校へ提出していただきます。
- (2) 申出書は三島市教育委員会学校教育課又は学校で配布しています。
- (3) 申出書は随時、受け付けていますが、申出徴収の開始を希望する児童手当の支給月（6月、10月、12月、2月）より2カ月前に提出が必要になります。
- (4) 申出書は児童生徒1人につき一枚ずつ提出してください。
- (5) 学校給食費等の納め忘れが解消されるまで、継続して天引きします。



## 3 その他

- (1) 申出をいただいても、以下に該当する方は天引きの対象外となります。
  - ① 児童手当が職場から支給される公務員の方
  - ② 三島市以外の市町村から児童手当を受給している方
  - ③ 児童手当を受給していない方
- (2) 納め忘れがない限り、児童手当から天引きされることはありません。
- (3) 児童手当の詳しい内容については、こども未来課（電話番号055-983-2712）にお問い合わせください。

問 合 せ 三島市教育委員会 学校教育課 給食指導係  
電話番号 055-983-2688